

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月14日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第66号

新潟市重度障がい者医療費助成規則の一部を改正する規則

新潟市重度障がい者医療費助成規則（昭和58年新潟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加える。

第4条第1項中「別記様式第1号による」を「別に定める」に、「別記様式第1号の2による」を「別に定める」に改める。

第5条第1項中「別記様式第2号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第2号の2による」を「別に定める」に改める。

第7条第5項中「別記様式第3号による」を「別に定める」に改める。

第9条第1項中「別記様式第4号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第5号による」を「別に定める」に改め、同条第4項中「別記様式第6号による」を「別に定める」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

入院医療の必要性の高い者以外の者		入院医療の必要性の高い者	
減額認定証の区分	限度額／食	減額認定証の区分	限度額／食
生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分オ（境界層該当者を除く。）又は区分Ⅱ	170円	生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分オ（境界層該当者を除く。）又は区分Ⅱ	230円

の適用がある旨の記載がある者		の適用がある旨の記載がある者（長期入院非該当：入院期間90日まで）	
生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分Ⅰ（老齢福祉年金受給者又は境界層該当者を除く。）の適用がある旨の記載がある者	100円	生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分オ（境界層該当者を除く。）又は区分Ⅱの適用がある旨の記載がある者（長期入院該当：入院期間90日超え）	180円
生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分Ⅰ（老齢福祉年金受給者）又は境界層該当者の適用がある旨の記載がある者	110円	生活療養に係る減額認定証の適用区分欄に区分Ⅰ（境界層該当者を除く。）、区分Ⅰ（老齢福祉年金受給者）又は境界層該当者の適用がある旨の記載がある者	110円

別記様式第1号から別記様式第6号までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年6月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の新潟市重度障がい者医療費助成規則の規定により提出された申請書その他の書類は、この規則による改正後の新潟市重度障がい者医療費助成規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。